



平成28年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成28年2月12日（金）開会

平成28年2月12日（金）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

◆◆◆◆目次◆◆◆◆

第1号(2月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会(午後1時30分)	3
野志広域連合長の招集挨拶	3
岡本議員の選出挨拶	4
開議	4
日程第1 議席の指定	4
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	5
日程第4 諸般の報告	5
日程第5 議案第1号 平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)	5
樋口事務局長の提案説明	5
表決	6
日程第6 議案第2号・第3号(2件一括上程)	6
樋口事務局長の提案説明	6
表決	8
日程第7 議案第4号～第6号(3件一括上程)	9
樋口事務局長の提案説明	9
表決	9
日程第8 議案第7号～第10号(4件一括上程)	10
樋口事務局長の提案説明	10
表決	11
日程第9 議案第11号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について	11
樋口事務局長の提案説明	11
表決	12
閉議	12
野志広域連合長の閉会挨拶	12
閉会(午後2時8分)	13

平成28年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成28年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

平成28年2月5日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 平成28年2月12日(金) 午後1時30分
- 2 場 所 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県水産会館 6階大会議室

平成28年2月12日(金曜日)

議事日程 第1号

2月12日(金曜日) 午後1時30分開議

日程第1

議席の指定

日程第2

会議録署名議員の指名

日程第3

会期の決定

日程第4

諸般の報告

日程第5

議案第1号 平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第6

議案第2号 平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第7

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第8

議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

- 議案第8号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について

日程第9

- 議案第11号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

日程第1

- 議席の指定

日程第2

- 会議録署名議員の指名

日程第3

- 会期の決定

日程第4

- 諸般の報告

日程第5

- 議案第1号

日程第6

- 議案第2号

- 議案第3号

日程第7

- 議案第4号

- 議案第5号

- 議案第6号

日程第8

- 議案第7号

- 議案第8号

- 議案第9号

- 議案第10号

日程第9

- 議案第11号
-

出席議員(22名)

1番 西 泉 彰 雄

3番 丹 生 谷 利 和

5番 長 野 和 幸

2番 梅 岡 伸 一 郎

4番 土 井 田 学

6番 井 手 洋 行

7番	石橋寛久	9番	加藤喜三男
10番	近藤司	11番	真鍋和年
12番	伊藤孝司	13番	清水裕
14番	武智邦典	15番	篠原実
16番	三好幹二	18番	上村俊之
20番	岡本靖	21番	佐川秀紀
22番	稲本隆壽	23番	吉谷友一
24番	板尾喜雄	25番	松田八重子

欠席議員(4名)

8番	大城一郎	17番	高須賀功
19番	高野宗城	26番	清水雅文

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野志克仁	副広域連合長	山下和彦
監査委員	石田愼二	会計管理者	秦昭彦
事務局長	樋口英一	事務局次長兼総務課長	宮本孝
事業課長	志賀仁士		

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	藤井隆嗣	資格管理係長	高岡圭
医療給付係長	近藤幸治		

◆◆◆ 午後1時30分開会 ◆◆◆

○丹生谷議長 ただいまから平成28年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集挨拶 ◆◆◆

○丹生谷議長 広域連合長より、今議会招集の挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 本日は、愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方に御参集いただき、平成28年第1回定例会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度に関します国の動向のうち、保険料に関する内容といたしましては、昨年成立しました「医療保険制度改革法」によって、保険料軽減に関する特例を見直し、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増に対応するための、きめ細やかな激変緩和措置を講じることとされておりますが、この年にはちょうど、消費税の引き上げも予定されておりますことから、被保険者を取り巻く環境は厳しくなることが予想されます。当広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視し、被保険者が安心して医療を受けられるよう、安定した制度運営に努めてまいりたいと考えております。

このような中、今議会には、次期財政運営期間であります平成28年度、29年度の保険料率の改定に伴う関係議案を提出させていただいております。この保険料率ですが、現在見込まれる剰余金と県に設置しております財政安定化基金を活用し、可能な限り引き上げ幅の抑制を図った次第でございます。

そのほか、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算案、また平成28年度一般会計・後期高齢者医療特別会計予算案などにつきまして提出させていただいておりますので、よろしく御審議のうえ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。今議会の招集の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○丹生谷議長 この際、去る12月24日に松前町議会におきまして、岡本靖議員が新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

岡本議員、御挨拶をお願いいたします。

[岡本議員 登壇]

○岡本議員 ただいま御紹介をいただきました岡本靖でございます。広域連合議員としての職責をしっかりと果たして参りたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

○丹生谷議長 以上で紹介を終わります。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○丹生谷議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

◆◆◆ 議 席 の 指 定 ◆◆◆

○丹生谷議長 まず、**日程第1、「議席の指定」**を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席と指定いたします。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、**日程第2、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、18番上村議員、20番岡本議員を指名いたします。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、**日程第3、「会期の決定」**を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○丹生谷議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、**日程第4、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員からお手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり2件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、**日程第5、「議案第1号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」**を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。樋口事務局長。

[樋口事務局長 登壇]

○樋口事務局長 議案第1号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について御説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は2点ございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ51億6,270万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,081億6,403万8千円と定めるものでございます。

もう1点は、債務負担行為の補正でございます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。議案書の7ページをお開きください。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費国庫負担金」の補正額756万1千円は、平成26年度分の高額医療費の精算に伴い、追加交付されるものでございます。

7款1項1目「繰越金」の補正額51億5,514万1千円は、今回の補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」の補正額マイナス1億216万9千円、2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」の補正額1億973万円は、高額療養費について、当初の想定を上回る支給が見込まれますことから、療養給付費からの組替及び財源補正を行うものでございます。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」4目「療養給付費国庫負担金等償還金」の補正額51億5,514万1千円は、平成26年度において、国から交付された療養給付費国庫負担金の精算に伴う超過分を返還するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

「被保険者証等作成及び封入封緘等業務委託」に係る債務負担行為を追加するものであります。

これは、平成28年8月に、被保険者証の一斉更新を行うことに伴い、被保険者証の作成等に係る業務委託について、平成27年度中に入札等の業務が必要となるため、期間と限度額を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○丹生谷議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○丹生谷議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第2号・第3号 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、**日程第6、議案第2号「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」**及び**議案第3号「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」**の2件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。樋口事務局長。

[樋口事務局長 登壇]

○樋口事務局長 議案第2号及び議案第3号につきましては、別冊となっております「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」により一括して御説明申し上げます。

予算書を2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

まず、議案第2号「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億8,610万3千円と定めております。

詳細につきましては、予算書に添付しております予算説明書により御説明いたします。

5ページをお開きください。ここには、歳入の総括を、次の6ページには歳出の総括を記載しております。

合計額は、歳入歳出ともに1億8,610万3千円で、前年度と比較してマイナス113万6千円、約0.6%の減となっております。

次に、7ページをご覧ください。

歳入の主なものは、1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町負担金」1億8,507万6千円で、広域連合の組織運営に係る事務費に対する県内20市町からの事務費負担金でございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。8ページをお開きください。

下段の2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の1億8,423万3千円は、組織運営に係る経費でありまして、主なものは、9ページになりますが、19節「負担金、補助及び交付金」1億7,269万円で、各市、町からの派遣職員25名分の給与等負担金などがございます。このほか、議会費、選挙管理委員会費及び監査委員費などの経費を計上いたしております。

以上が、一般会計に関する説明でございます。

続きまして、13ページをお開きください。

次に、議案第3号「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,026億135万6千円と定めております。

第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めております。これは特別会計の1か月分の支出見込額に相当する額でございます。

第3条では、歳出予算の流用に係る各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

詳細につきましては、予算説明書で御説明いたします。17ページをお開きください。

ここには、歳入の総括を、次の18ページには歳出の総括を記載しております。合計額は、歳入歳出ともに2,026億135万6千円で、前年度と比較して12億8,374万4千円、約0.6%の増となっております。

次に、19ページをご覧ください。歳入の主なものを御説明いたします。

1款「市町支出金」1項「市町負担金」1目「保険料等負担金」の169億5,644万円は、各市、町が徴収した保険料及び法令上の保険料軽減分を補てんする保険基盤安定に係る負担金でございます。

また、2目「療養給付費市町負担金」の161億4,008万7千円は、療養給付費に係る定率の市町負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費国庫負担金」の484億2,025万9千円は、療養給付費に係る定率の国庫負担金であり、2目「高額医療費国庫負担金」の6億9,679万5千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に係る国庫負担金でございます。

次に、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「財政調整交付金」の195億8,715万5千円は、広域連合間の財政力を調整するための国からの交付金でございます。

次に、20ページをお開きください。

5目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の14億9,927万9千円は、被用者保険の被扶養者

であった者及び低所得者の保険料軽減特例措置に要する経費に対する財源として、国から交付されるものでございます。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費県負担金」の161億4,008万7千円は、療養給付費に係る定率の県負担金で、2目「高額医療費県負担金」の6億9,679万5千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に係る県負担金でございます。

4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」の816億5,338万8千円は、現役世代からの支援金でございます。

次に、21ページをご覧ください。

8款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」の4億2,437万4千円は、交通事故などの第三者の行為により生じた医療給付につき、過失割合に応じ、加害者から納付される損害賠償金でございます。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。22ページをお開きください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の2億9,348万5千円は、被保険者の資格管理や給付事務に係る通信運搬費や委託料及び電算機器の賃借料などでございます。前年度と比較して、340万7千円の増となっておりますが、主な増加要因といたしましては、13節「委託料」における後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品に係る利用差額通知業務委託料の増によるものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

中段の2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」の1,908億9,037万1千円は、医療機関等に支払う医療費の負担金であり、前年度と比較して、6億3,520万3千円の増となっておりますが、これは、被保険者数の増加や、一人当たりの医療費の増によるものでございます。

また、2目「療養費」の14億815万3千円は、柔道整復師やマッサージ師の施術などに伴う療養費でございます。

4目「審査支払手数料」の5億1,301万7千円は、愛媛県国民健康保険団体連合会で行っておりますレセプトの審査や、医療機関等への医療費の支払などに係る手数料でございます。

次に、2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」の84億9,758万8千円と、2目「高額介護合算療養費」の2億5,149万4千円は、被保険者の医療費負担のうち、法令で定める限度額を超えた部分について、被保険者及び医療機関へ支払うものでございます。

次に、24ページをお開きください。

2款「保険給付費」3項1目「葬祭費」の2億7,012万円は、被保険者が死亡した際に、葬祭執行者に1人当たり2万円を支給するものでございます。

次に、3款1項1目「県財政安定化基金拠出金」の8,356万3千円は、予想を上回る給付費の増加による財政への影響に対応するため、愛媛県が設置する「財政安定化基金」に、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1ずつ同額を拠出し、積み立てるものでございます。

次に、25ページをご覧ください。

5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」の2億2,711万3千円は、各市、町に委託して実施している健康診査の委託料などでございます。

前年度と比較して、691万9千円の増となっておりますが、これは被保険者の増加に伴う健診対象者の増によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○丹生谷議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成28年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○丹生谷議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第4号～第6号 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、日程第7、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」及び議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の3件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。樋口事務局長。

[樋口事務局長 登壇]

○樋口事務局長 議案第4号から議案第6号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

まず、議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴う審査請求の取扱いに関し、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、先程、議案第4号で申し上げました、「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」と同様に、行政不服審査法の改正に伴う審査請求の取扱いに関し、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、先程の議案第4号及び議案第5号と同様に、行政不服審査法の改正に伴い、当広域連合に設置しております、愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会における審査請求に係る具体的な手続等につき、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○丹生谷議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」及び議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の3件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○丹生谷議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◆◆◆ 議案第7号～第10号 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、日程第8、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、議案第8号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第9号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」及び議案第10号「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」の4件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。樋口事務局長。

[樋口事務局長 登壇]

○樋口事務局長 議案第7号から議案第10号までにつきましては一括して御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

まず、議案第7号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項についての改正がなされたことから、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の19ページをお開きください。

議案第8号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項にずれが生じたことから、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

議案第9号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の27ページをお開きください。

議案第10号「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、先程御説明いたしました、議案第8号と同様に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項にずれが生じたことから、所要の規定の整備を図るものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○丹生谷議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、議案第8号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第9号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」及び議案第10号「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」の4件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○丹生谷議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◆◆◆ 議 案 第 1 1 号 ◆◆◆

○丹生谷議長 次に、**日程第9、議案第11号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」**を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。樋口事務局長。

[樋口事務局長 登壇]

○樋口事務局長 議案第11号につきまして御説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

議案第11号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、平成28・29年度保険料率の改定、保険料軽減対象の拡大及び保険料軽減特例措置の継続に係る所要の規定の整備を図るものでございます。

まず、保険料率の改定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、平成28年度及び29年度の2年間の財政運営期間における保険料率を定めるものでございます。

被保険者数及び一人当たりの医療費の増加に伴い、医療給付費も年々増加しておりますことから、その財源の一部となる保険料についても引き上げざるを得ない状況となっております。しかしながら、被保険者の皆様の御負担を軽減するため、剰余金及び愛媛県に設置しております財政安定化基金を最大限活用す

ることとし、可能な限り上昇抑制を図ったものでございます。

平成28・29年度の保険料率につきまして具体的に申し上げますと、均等割額は4万5,231円から4万6,308円に、所得割率は9.05%から9.16%となり、一人当たりの保険料は、平成26・27年度と比較しまして、0.36%の上昇となっております。

次に、保険料軽減対象の拡大につきましては、所得の低い被保険者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴い対象を拡大すること、また、平成27年度まで特例的に措置していた、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者に対する保険料負担の追加軽減措置について、国の方針に基づき、平成28年度も継続するため、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○丹生谷議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第11号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○丹生谷議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、日程は全て終了いたしました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○丹生谷議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会挨拶 ◆◆◆

○丹生谷議長 閉会に当たり、広域連合長から挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 議員の皆様には、平成27年度後期高齢者医療特別会計の補正予算案、また、平成28年度一般会計・後期高齢者医療特別会計の当初予算案及び条例改正案について御審議、御決定を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

御決定いただきました次年度以降の保険料率につきましては、被保険者の皆様に不安を生じさせることのないよう、市町等関係機関と連携を図りながら、十分かつ丁寧な周知を図ってまいります。

また、冒頭でも申し上げましたとおり、被保険者の皆様に安心して適切な医療を受けていただけるよう、安定した制度運営にも努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも引き続き御支援、御協力を

賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○丹生谷議長 これをもちまして、平成28年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時8分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 丹生谷利和

議員 上村俊之

議員 岡本靖